東京電力への「公開質問」に対する回答【概要】

資料1

平成23年11月15日

質問内容		質問内容	回答内容	評価
	(1)基本的な考え		
		すべての損害について、 <u>「指針」の対象の有無にかかわらず、幅広く賠償の対象とする考えはあるか</u> 。	本件事故により極めて多数の被害が発生しているなか、弊社独自の判断により原子力損害の範囲を認定することが困難である状況に鑑み、「中間指針」を踏まえ、迅速かつ公正な賠償を実施させていただくこととしております。 また、「中間指針」で明示的に類型化されていない損害項目についても、「その他ご請求用」用紙にて受付をさせていただき、本件事故と相当因果関係が認められる損害については、賠償させていただきます。	当事者意識が希薄であり、「指 針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・ 誠意が見られない。
	(2) 現実的に被っている損害について		
1 損	ア	<u>すべての福島県民の精神的損害</u> (避難等指示区域外を含む)を賠償の対象にすること。	被害を受けられた多数の方々に対して迅速かつ公正な賠償を行っていくためには、「中間指針」や紛争審査会における議論等を踏まえて対応することが肝要であると考えており、その趣旨を尊重して適切に対応してまいります。	「指針」の範囲を超えて賠償を行 う姿勢・誠意が見られない。
害賠償の範	イ	<u>避難等指示区域内の住民の精神的損害</u> について、 <u>期間の経過に伴う精神的損害を増額して賠償</u> すること (基準額の減額の見直し)。	「中間指針」等を踏まえ、例えば、生活に必要不可欠な家財道具等について、お住まいからの持ち出しができない等の理由により避難期間中に新たにご購入された場合といった、生活費の増加費用は、必要かつ合理的な範囲でその実費を賠償させていただきます。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。 (基準額1/2減額の見直しに対する明確な回答がない)
囲	ウ	緊急時避難準備区域等において自宅等に滞在している者の精神的苦痛や生活費の増加費用等を賠償の対象とすること。		「指針」の範囲を超えて賠償を行 う姿勢・誠意が見られない。
	工	<u>自主的避難に伴う費用</u> を賠償の対象とすること。	現在、 紛争審査会において行われている議論の結果 等を踏まえ、適切に対応 してまいります。	「指針」の範囲を超えて賠償を行 う姿勢・誠意が見られない。
	オ	<u>風評被害対策に要する費用</u> を賠償の対象とすること。	風評被害の拡大を防止するために対策を講じられ、 これによって追加的な費用支出が生じた場合、ご事情 等をお伺いして協議させていただいたうえで、必要か つ合理的な範囲について賠償させていただきます。	当然に賠償の対象とされるべきで あり、「指針」の範囲を超えて賠償 を行う姿勢・誠意が見られない。
	カ	いわゆる「 <u>のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産</u> を賠償の対象とすること。	本件事故と 相当因果関係がある減収分が認められる 場合に、これを 営業損害として賠償 させていただきま す。	回答が具体的でない。

質問内容		質問内容	回答内容	評価
1損害賠償の範囲	丰	放射線被ばくによる健康被害など、 <u>原子力発電所事故に起因して被った生命・身体的損害</u> を賠償の対象とすること。<幅広くかつ長期的にとらえ、最後まで確実に対象にすること>	「中間指針」等を踏まえ、本件事故と相当因果関係 が認められる損害について適切に賠償させていただき ます。	「指針」の範囲を超えて賠償を行 う姿勢・誠意が見られない。
	ク	検査・除染費用などの放射線対策経費 区域外を含む)を賠償の対象とすること。<自ら実施する放射線対策も対象にすること>	「中間指針」等を踏まえ、避難等指示区域に存在する財物に係るものや、取引先の要求等により実施を余儀なくされたことによるものについて、賠償の対象とさせていただきます。 また、除染費用については、現在、紛争審査会において行われている議論の結果を踏まえて適切に対応してまいります。	「指針」の範囲を超えて賠償を行 う姿勢・誠意が見られない。
	ケ	<u>地方公共団体等の損害</u> (税収減、本件事故に伴って 実施した事業)を賠償の対象とすること。	地方公共団体等が本件事故に伴って実施された事業に係る費用のうち、地方公共団体等が被害を受けられた方々の支援等のために、弊社が負担すべきものを代わってご負担された場合については、賠償の対象となると考えております。 しかし、地方公共団体等の税収の減少については、「中間指針」においても、特殊の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認めないとされていることから、原則として賠償の対象とはならないと考えております。	「指針」の範囲を超えて賠償を行 う姿勢・誠意が見られない。
	コ	<u>地震、津波の複合的要因がある場合</u> であっても、すべて原子力損害として賠償の対象とすること。	ご事情等をお伺いして協議させていただいたうえで、「中間指針」等に基づき、本件事故と相当因果関係が認められる損害について賠償させていただきます。	「指針」の範囲を超えて賠償を行 う姿勢・誠意が見られない。
	サ	避難等指示区域内の自宅等における <u>盗難被害</u> を賠償の対象とすること。	避難等指示区域に悪意を持って入ってくる窃盗による被害については、原則として当該窃盗犯が責任を負うべきものと考えますが、盗難の被害を受けられた方々から弊社にご相談があった場合は、ご事情をお伺いする等、真摯に対応させていただきます。	長期間にわたり、管理不能な状態 にした責任を明確にしていない。
	シ	個人における早期の転職や臨時の就労等、事業者に おける早期に転業するなど <u>特別の努力を行った者に対</u> し、具体的な配慮を行い、十分な賠償を行うこと。		「指針」の範囲を超えて賠償を行う 姿勢・誠意が見られない。

質問内容		質問内容	回答内容	評価		
	(1)請求に対する基本姿勢·請求書の見直しについて					
		「指針」の明記の有無にかかわらず、 <u>被害者が求めるすべての損害の請求を受け付けるべき</u> だが、どう考えているのか。	被害のお申し出に対し、 個別にご事情をお伺いし、 適切に対応 してまいります。	すべての請求を受け付ける姿勢がない。「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。		
		したもので損害項目が限定的であることから、 <u>請求様式の見直しを含めその改善</u> を具体的にどう図っていくのか。		見直しを含めた請求用紙の改善の 早急な検討を行うことは一定の評価 ができる。今後の具体的な対応を注		
	(2)請求受付・相談の対応等				
2 損害賠償	ア	福島県内すべての市町村及び県外の避難先において、 <u>請求受付・相談窓口の開設や説明会の開催</u> 等を行う考えはあるか。また、実施する場合の <u>場所や開設・</u> 開催日程、体制等については具体的にどうするのか。	被害を受けられた方々の請求書の作成をお手伝いさせていただくため、要員増強をはじめとする体制の強化を図りながら、今後さらに、説明会の開催や対面相談窓口の開設を増やすなど、より一層きめ細やかな対応に努めてまいります。 なお、説明会の開催や相談窓口の開設については、国、自治体及び関係団体等の関係箇所とご相談させていただきます。	回答が具体的でない。		
請求の手続き	イ	ンター)とは別に、 <u>請求受付対応に関する苦情、相</u>	弊社コールセンターでは、賠償に関するご相談や請求書の受付・確認の進捗状況に係る様々なお問い合わせやご意見等をすべて承らせていただいております。加えて、各地域の補償相談センターから被害を受けられた方々を訪問させていただく際にも、同様に、誠心誠意、対応させていただきます。	誠意が見られない。 (コールセン ターへの不満が多い)		
等	(3)請求方法等の周知				
	ア	県内のみならず全国各地に散らばった <u>被害者に対する請求方法等の周知</u> については、定期的かつ相当期間継続して行う必要があるが、具体的にどのように対応していくのか。	治体の被災者さま向け広報誌やホームページに掲載さ	四谷か个十分。全国紙への掲載な じょりなった。		
		は具体的にどのように行うのか。	福島県外に設置した各地域の補償相談センターを中心に鋭意実施しているところです。引き続き、県外に避難されている方々に対するご請求に関するお手伝いにつきましても全力で取り組んでまいる所存です。	回答が具体的でない。		
	(4)高齢者等への対応				
		すべての被害者が円滑な賠償請求手続きを行うことができるよう、特に <u>高齢者や体が不自由な方</u> などに対しては、 <u>具体的にどのような支援</u> を行うのか。	ご高齢の方々をはじめ、説明会や相談窓口にお出向 きいただくことが難しい方につきましては、 訪問による個別のご相談を実施 させていただいております。 また、請求をおすましでないご高齢の方がいらっ しゃる場合は、弊社からお声がけをするなど、ご請求 漏れがないよう努めてまいります。	今後の具体的な対応を注視する。		

質問内容			回答内容	評価		
	(1)財物価値の喪失・減少				
3 損害賠	ア	避難等指示区域内の財物価値(動産、不動産)の喪失・減少に係る算定基準については、いつ具体的に示され、請求受付が開始されるのか。	に関する国等の基準や具体的な除染方法が明らかになっていないことなどから、事故の収束状況や紛争審			
	イ	早期に算定基準を示さない場合、 <u>仮払いや概算払い</u> により被害者の早期救済を図る必要があるが、どう考 えるか。	査会における議論や被害を受けられた方々のご要望を 踏まえつつ、 継続的に検討 を行ったうえで、 できる限 り早期に対応させていただきます。	う姿勢・誠意が見られない。		
償	(2	2)観光業等の風評被害				
の算定基準		観光業及びサービス業等の風評被害に係る算定基準 (観光業20%、サービス業等3%) について、正式にい つからどのように算定基準を見直す考えであるのか。	観光業の風評被害における弊社賠償基準については、被害を受けられた方々との早期合意を目指す観点から10月26日に見直しを行っております。	サービス業等についての見直しが 行われていない。		
準等	(3	(3)検査費用(物)				
ग		避難等指示区域内の財物に係る放射線の検査費用(物)については、請求書では原則1回のみを対象としているが、財物に対する検査費用は1回限りとすべきでなく、回数制限を撤廃すべきでないか。	複数回の検査をすることが 必要かつ合理的と考えられる場合については賠償 させていただきます。	回数制限を明確に撤廃していな い。		
	合	意書の位置付けについて				
4 合意書		本件事故による被害が収束していない間は、最終的な合意となるものではなく、当然のことながら、その 関は何回でも追加で誌載が可能であり、読載権を執棄	に、ものです。	ことを目的としているということ は、それで賠償を終わらせたいとす る意思の表れである。最終的な合意		